

## 特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第1項の規定により、下記のとおり認定したので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表します。

平成28年7月8日

### 記

- 1 申請者の名称  
株式会社一番
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称  
水産加工事業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容  
気仙沼地域をはじめ三陸沿岸の海藻を主原料とした、気仙沼ブランドの水産加工物を生産・販売する。

#### 4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の内容

##### (1) 名称、規模及び構造

| 特定漁港施設名      | 規模                      | 構造 |
|--------------|-------------------------|----|
| 水産加工場用地      | 2,628.77 m <sup>2</sup> | 更地 |
| 水産加工場用地に係る盛土 | 4,982.66 m <sup>3</sup> | 土砂 |

##### (2) 配置図

別図に示すとおり。

##### (3) 貸付けを受けようとする期間（予定）

平成28年8月10日～平成38年8月9日

##### (4) 利用形態

当該用地において水産加工場を建設し、利用する。

#### 5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者が、この水産加工事業を運営することにより、地域水産物の高付加価値化、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。

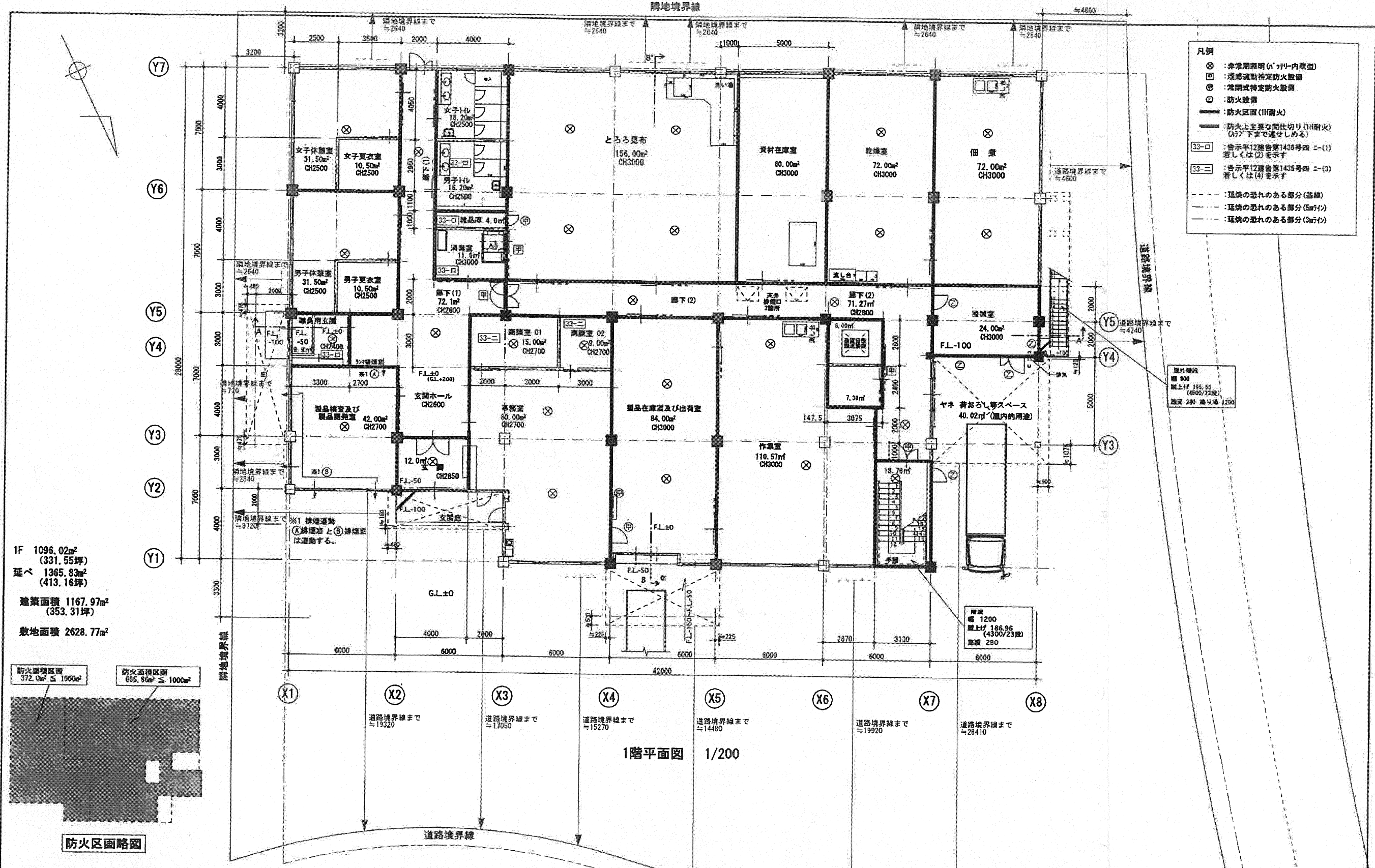
#### 6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理経過

平成28年6月20日から6月29日まで、宮城県農林水産部水産業基盤整備課において公衆の縦覧に供した。

なお、縦覧期間中、意見書の提出は無かった。

#### 7 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2及び漁港漁場整備法施行規則第11条の5に定める事業者の基準に適合しており、本事業の運営により、地域水産物の高付加価値化、気仙沼ブランドの構築、販路拡大及び水産業の持続可能性の向上を図ることができる。



|              |                    |  |       |          |      |               |        |      |
|--------------|--------------------|--|-------|----------|------|---------------|--------|------|
| Project_code | 設計者                | 一級建築士 登録 第 185883 号<br>構造設計一級建築士 登録 第 486 号 西城 勝彦<br>その他の設計者 | 縮尺    | 1/200    | 工事名称 | (株)一番様 工場新設工事 | 西<br>城 | A_04 |
| 2015_0011    | (株)Tエス・1・建築デザイン・アー | 一級建築士事務所 岩手県知事 登録 第(1902)1875号                               | 設計年月日 | 28/03/25 | 図面名称 | 1階平面図         |        |      |